

「よみうりランド地区」における
建築基準法第68条の2第5項の適用及び条例化について

よみうりランドが川崎市に求める用途制限の緩和に関する手続き及び内容は、以下の通りです。

- (1) 地区計画を都市計画決定の後、建築基準法第48条第6項の規定にかかわらず、以下の通り用途制限を緩和することについて、建築基準法第68条の2第5項に基づく国土交通大臣承認を得る。

用途緩和対象区域…よみうりランド地区整備計画区域A地区

緩和する用途… (1) 観覧場

(2) 遊技場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

- (2) 大臣承認後、川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例を改正し、上記の通り用途制限を緩和する。

●建築基準法（抄）

（市町村の条例に基づく制限）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

—略—

5 市町村は、用途地域における用途の制限を補完し、当該地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、第一項の規定に基づく条例で、第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。